

1/20 月

まん延防止計16都県に

大阪・兵庫・京都も要請へ調整

政府は19日、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の適用地域を、東京や愛知など1都12県を追加する」と正式決定した。期間は21日から2月13日まで。大阪、兵庫、京都の3府県は一体で適用要請に向けて調整しており、政府は要請があれば追加する方針だ。さらに対象地域が拡大する可能性もある。▼2面=自治体の対応に繰り下り

27面=現場通報

重点措置適用の16都県と対象エリア

期間：1月21日～2月13日

群馬県(全域)
埼玉県(全域)
千葉県(全域)
東京都(全域)
神奈川県(全域)
新潟県(全域)
岐阜県(全域)
愛知県(東栄町と豊根村を除く52市町村)
三重県(津市、四日市市、伊賀市など24市町)
香川県(高松市、丸亀市、坂出市など11市町)
長崎県(長崎市、佐世保市)
熊本県(全域)
宮崎県(都城市、三股町)

期間：1月9～31日

広島県(全域)
山口県(岩国市、和木町)
沖縄県(全域)



まん延防止等重点措置の概要

【飲食店】

- 午後8時までの営業時短を要請
 - 酒類提供の停止を要請
 - 感染対策をとった第三者認証店では午後9時までの営業、酒類提供も可能(知事の判断で停止も可能)
- 【大規模イベント】**
- 感染防止対策の計画をつくれば、2万人を上限に収容率の100%まで入場可能
 - 同計画がない場合、5千人を上限に収容率の50%（大声を出さない場合は100%）まで可能



まん延防止等重点措置の適用を決定し、新型コロナ感染症対策本部で岸田文雄首相の発言を聞く政府分科会の尾身茂会長（左）＝19日、首相官邸、上田幸一撮影

16都県と合わせ、全国で感染

16都県が対象となる。
岸田政権は、自治体から

重点措置の要請があれば迅速に適用する方針だ。岸田文雄首相は19日に開いた政

府の対策本部で「過度に恐れ

と、埼玉、千葉、神奈川、群馬、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、宮崎の各県。31日を期限に適用中の沖縄、山口、広島の各県と合わせ、全国で感染

の密接な連携、専門家の知見に基づく科学的判断、医療関係者の協力、国民の皆さんの協力をいただき、この状況を乗り越えていきたい」と述べた。

全国的に感染が広がるなか、政

府内では「関西圏以外にも、まだ対象地域

が広がるのでは」（コロナ

対応をする意図）との見方

が強まっている。

（西村圭史）

一方、政府の新型コロナ対策分科会の尾身茂会長は19日、専門家による「基本的対処方針分科会」後、コロナ対策を繁華街への人出減らす「人流抑制」から飲食店などの「人数制限」へシフトすべきだと考えを記者団に示し、「オミクロン株の特徴にあつたメリハリのついた効果的な対策が重要だ」と述べた。

尾身氏は、オミクロン株の感染経路の調査で、換気が悪い環境で多くの人が集まって飲食をしたり、大声を出したりする」とで感染が起きているとして、「4人くらいとか、いつも行っている人と静かにやつて、しゃべる時はマスクをするといった行動をしていただければ、店を閉める必要はない」とも説明した。

一方、政府の新型コロナ